○経済産業省告示第九十三号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（平成二十四年経済産業省告示第二百四十三号）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年四月三日から施行する。

平成二十九年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（平成二十四年経済産業省告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二号中

岩手県のうち 盛岡市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
岩手県のうち 宮古市	同時に給油することができる自動車の数が二以上
岩手県のうち 盛岡市	同時に給油することができる自動車の数が五以上
岩手県のうち 宮古市	同時に給油することができる自動車の数が四以上

を

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量九・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上	

に、

岩手県のうち 盛岡市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
岩手県のうち 宮古市	同時に給油することができる自動車の数が二以上
岩手県のうち 盛岡市	同時に給油することができる自動車の数が五以上
岩手県のうち 宮古市	同時に給油することができる自動車の数が四以上

を

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量九・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上	

に、

岩手県のうち 大船渡市	同時に給油することができる自動車の数が三以上
岩手県のうち 一関市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
岩手県のうち 大船渡市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
岩手県のうち 一関市	同時に給油することができる自動車の数が六以上

を

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上	

に、

岩手県のうち 大船渡市	同時に給油することができる自動車の数が三以上
岩手県のうち 一関市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
岩手県のうち 大船渡市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
岩手県のうち 一関市	同時に給油することができる自動車の数が六以上

を

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十四キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	

に、